

日本 NP 教育大学院協議会の NP 教育課程認定に関する規程

令和 3 年 5 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会正会員入会基準第 2 条第 3 号に規定する NP 教育課程認定について、その申請及び審査等の手続きに必要な事項を定める。

(申請)

第 2 条 診療看護師 (NP) の養成を開始する予定の大学院 (以下「申請校」という。)は、様式 1 と 2 により開始を予定している前年度の 7 月 31 日までに、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会 (以下「本協議会」という。)に NP 教育課程の認定を申請する。

(申請資格)

第 3 条 大学院修士課程において診療看護師 (NP) の養成を行っている課程または行う予定の課程とする。

(審査委員会)

第 4 条 教育課程認定審査は、会長の委嘱により審査委員会において、申請校の NP 教育課程が本協議会の定める基準に適合しているか否かについて審査する。

2 審査委員会は、会長が指名する委員長 1 名および委員 2 名により構成する。

(審査)

第 5 条 審査委員会は、申請の日から 3 か月以内に審査を終了し、その結果を会長に報告する。

2 審査委員会は、審査のために現地調査を含むヒアリング等を必要と判断したときは、実施することができる。

3 前項に係るヒアリング等に伴う費用は申請校が負担する。

(認定)

第 6 条 会長は、審査委員会の結果を理事会に報告し、理事会において認定の可否を決定する。

2 会長は、認定の結果を直ちに申請校に通知する。

(教育課程の認定更新)

第 7 条 教育課程として認定された年度から 10 年間を認定の有効期間とする。

2 教育課程の認定更新を希望する機関は、申請書類を前年度 9 月 30 日までに本協議会に提出する。

(教育課程の再認定)

第 8 条 教育課程の認定有効期間内に、教育課程の内容等の変更を行う機関は、様式 3 と様式 4 の申請書類を前年度 9 月 30 日までに本協議会に提出する。

(教育課程の名称の変更)

第9条 教育課程の名称の変更を行う機関は、変更届を本協議会に提出する。

(教育課程の廃止)

第10条 教育課程を廃止する機関は、廃止届を本協議会に提出する。

(教育課程の喪失)

第11条 教育課程の認定を辞退したとき、認定更新を行わなかったとき、会員校でなくなったときは、教育課程の認定を喪失する。

附則

第1条 この規程は、平成26年3月24日から施行する。

第2条 第5条第2項に規定する費用については、当分の間徴収しないこととする。

第3条 この規程は、令和元年11月15日から施行する。

第4条 この規定は、令和3年5月19日から施行する。